

薬生水発 0320 第 1 号
令和 5 年 3 月 22 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿
各国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）

今般、水道法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 25 号）が、令和 5 年 3 月 22 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

これに伴う改正の趣旨、改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏のなきよう期されたい。

また、各都道府県におかれては、本通知について、貴管下の市及び特別区並びに都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 22 条の 2 第 1 項において、水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、維持及び修繕を行なわなければならないこととされており、同条第 2 項において、当該基準には、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとされている。

これに基づき、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 17 条の 2 において、水道施設の維持及び修繕の基準（点検に関する基準を含む。）が定められているところ、令和 3 年 10 月 3 日に和歌山市で発生した六十谷水管橋の破損事故の影響によって約 6 万戸の世帯が約 1 週間断水する事態が生じたこと等を踏まえ、同条の規定について所要の改正を行う。

第2 改正の内容

- 1 新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、目視による点検だけではなく、目視と同等の以上の方法による点検が可能であることを明確化する。（第17条の2第1項第2号の改正）
 - 2 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（※）（異常が生じたときに水の供給等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。）の点検等について、以下の内容を定める。
 - ・5年に1回以上の適切な頻度で点検を行うものとする。こと。（第17条の2第1項第3号の改正）
 - ・点検を行ったときは、①点検日、②点検の実施者、③点検の結果を記録し、次の点検までの間、これを保存するものとする。こと。（同条第2項の改正）
 - ・点検等によって異状があることを把握し、修繕を行ったときは、その内容を記録し、当該道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等を利用して、これを保存するものとする。こと。（同条第3項の改正）。
- ※ 水管橋、橋梁添架管及び水路橋を指す。

第3 新技術の活用について

第17条の2第1項第1号における巡視については、現場へ赴く巡視はもとより、それと同等以上の状態把握ができる方法による遠隔での確認行為も巡視にあたる。

また、遠隔による巡視や目視と同等以上の方法による点検にあたっては、水道施設を良好な状態に保てることを前提として、人による評価や判定の全部又は一部の代わりにAI等の新技術を用いて、評価や判定の精緻化、自動化・無人化を行うことが期待できる。

こうしたことを踏まえ、点検（調査・診断）を含む維持・修繕の実施に際しては、効率性や客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。特に、無人航空機（ドローン）や遠隔操作型無人潜水機（ROV）の映像など、目視点検の代替となり得る測量調査技術が目覚ましい発展を見せており、積極的に活用することが望まれる。

なお、具体的な新技術の活用事例として、公益社団法人水道技術研究センターにおいて「水道における新技術事例集」がとりまとめられているので、参考にされたい。

改正後	改正前
<p>(水道施設の維持及び修繕) 第十七条の二 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視又はこれと同等以上の方法その他適切な方法により点検を行うこと。</p> <p>三 前号の点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。)及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等(損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。次項及び第三項において同じ。)にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 水道事業者は、前項第二号の点検(コンクリート構造物及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等に係るものに限る。)を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置(修繕に限る。)を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等を利用しての期間保存しなければならない。</p>	<p>(水道施設の維持及び修繕) 第十七条の二 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。</p> <p>三 前号の点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。)にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 水道事業者は、前項第二号の点検(コンクリート構造物に係るものに限る。)を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置(修繕に限る。)を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用しての期間保存しなければならない。</p>